

2019年度保育士修学資金貸付申請にあたっての留意点

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

1 貸付対象者について

埼玉県保育士修学資金貸付制度の対象者は、「2019年度保育士修学資金貸付の手引き」の「1事業の概要」の「(3)貸付対象・条件等 ①貸付対象」及び「2019年度保育士修学資金貸付募集要領」を参照してください。

※さいたま市内に在住、かつさいたま市の指定保育士養成施設に在学の方は、貸付対象ではありません。

2 申請方法について

申請書類は、指定保育士養成施設（在学の学校）で取りまとめ、埼玉県社会福祉協議会に提出していただきますので、学校の受付窓口に提出してください。

※指定保育士養成施設（学校）によって受付の窓口、方法、期間は異なりますので、必ず学校にご確認ください。

3 課税証明書等の提出について

(1) 以下の例を参照し、平成30年度市町村県民税課税証明書・非課税証明書を提出してください。（収入額の記載があるもの）

(2) 生活保護受給の方は、生活保護を受給していることがわかる書類（生活保護受給証明書等の写し）を提出してください。

(3) 以下の方の課税証明・非課税証明の提出が必要となります。

両親がいる場合 ⇒ 両親それぞれの証明書

ひとり親世帯の場合 ⇒ 父または母（生計をともにしている人）の証明書

両親がいない場合 ⇒ 父母に代わって家計を支えている人の証明書

【例：申請者の生計を支える世帯全員分の課税証明書・非課税証明書等の提出】

例	対象者	証明書類	備考
例1 家族と同居している	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
	申請者の父・母	○	収入の有無にかかわらず必要
	申請者の兄弟	△	収入がない場合は不要。収入があり、世帯の家計を維持している場合は必要
	祖父母	△	年金で世帯の生計を維持している場合は必要
例2 家族・親族等から仕送り等の援助を受けている	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
仕送り等申請者へ援助している者が属する世帯		△	申請者と同一世帯とみなすので、援助世帯である生計支持者の課税証明書が必要
例3 独立して生計を立てている	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
例4 生活保護を受給している	生活保護受給世帯	○	生活保護受給証明書等の写しが必要

4 住民票について

- (1) 住民票は世帯全員が記載されているものを提出してください。
- (2) 住民票は個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。
※役所の窓口で住民票の写しを請求する際は、申請書のマイナンバー記載「無」を選択してください。

5 生活費加算について

- (1) 生活費加算を受ける場合の要件（貸付要件に加え、次のいずれかを満たしていること）
 - ア 貸付申請時において生活保護世帯の者
 - イ 申込者（申込者が被扶養者の場合は扶養者）が前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた者
 - ・ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ・ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ・ 国民年金法第89条または第90条に基づく国民年金掛金の減免
 - ・ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- (2) 生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。
貸付申請時に生活保護世帯の方が生活費加算を受ける場合、生活保護の廃止または世帯分離を行い、生活保護の適用がないことの確認を行います。
- (3) 修学資金の貸付けを受けずに、生活費加算のみを申込みことはできません。
- (4) 指定保育士養成施設入学後に転居をする場合は、転居後の居住地の級地区分に基づく額を生活費加算として貸付けます。
- (5) 一度貸付決定した方について、貸付期間中に転居、加齢等により級地区分が変更になる場合や生活扶助基準額の見直しがあった場合でも、加算額の変更はしません。

6 他制度利用の場合について

- (1) 指定保育士養成施設への修学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。
【例】 職業訓練による保育士養成科の受講者
生活福祉資金の修学に関する資金を借受中の者
父子、母子及び寡婦福祉資金の修学に関する資金を借受中の者
市町村等自治体が独自で実施している修学に関する資金を借受中の者
- (2) 日本学生支援機構、日本政策金融公庫「国の教育ローン」、その他指定保育士養成施設等の奨学金等を活用している方においても、埼玉県社協が真に必要と認める場合、この貸付を活用することができます。
※必要額以上の申請と認められる場合、減額をする場合があります。
※他制度を利用している方で、不明な点がある場合はお問い合わせください。

7 連帯保証人について

- (1) 連帯保証人は貸付金を確実に返済できる収入等がある方で、書面によりその同意をいただきます。
- (2) 連帯保証人は借受希望者と連帯して債務負担するものとし、保証債務は延滞利子を包含するものとし、

- (3) 借受希望者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。ただし、借受希望者が児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホームに入所している方若しくは里親又はファミリーホームに委託中の方であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書（参考様式）等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の方でも差し支えありません。
- (4) 連帯保証人となる法定代理人に返済能力がない場合は、新たに返済能力のある連帯保証人を立てていただきます。
- ※連帯保証人が2名必要となる場合は、原則近親者とし、その場合は申請書(様式第1号)の右面をコピーしていただき、連帯保証人を2名立てたうえで申請願います。
- ※申請時点で定職に就いている場合は、備考欄に「現在は〇月より定職」と記入してください。

連帯保証人にかかる留意点

- ①連帯保証人となる方は、両親、第三者に関わらず課税証明書の提出が必要となります。
- ②連帯保証人は、安定した収入のある方を立ててください。連帯保証人となる両親に収入が無い場合は、血縁関係のある安定した収入のある方を立ててください。
- ③申請書類受付後、連帯保証人あてに連帯保証の意思及び申請書等の署名、捺印を自身で行っていただいたかを確認するための電話連絡をします。連絡がつかない、またはご自身で署名、捺印をしていない等の事実があった場合は、審査することができませんので、申請書類全てを返却します。

8 併修連携校に通う方が当該貸付を申請する場合について

詳細については、「別紙 併修システムによる保育士資格取得者の保育士修学資金貸付事務について」を参照してください。

9 外国人留学生が申請する場合について

- (1) 永住権のある方です。
- (2) 連帯保証人は、「7 連帯保証人について」に加えて、日本国籍を有する方、または永住者とします。

10 その他

- (1) 指定保育士養成施設に申請書類を提出いただく際には、書類に不足が無いよう「2019年度保育士修学資金貸付募集要領」、「2019年度保育士修学資金貸付の手引き」をご覧ください、「2019年度保育士修学資金貸付申請チェックリスト」で最終確認のうえご提出ください。
- (2) 「2019年度保育士修学資金貸付の手引き」は、本会ホームページから閲覧、ダウンロードできます。
- (3) 貸付決定に際しては審査があります。なお、審査の結果、貸付できない場合があります。